

放置された自転車等の保管について

宝塚市立自転車等駐車場条例(平成20年宝塚市条例第40号)第16条の規定により、自転車等駐車場に放置された自転車等の保管について次のとおり告示する。

令和6年(2024年)5月9日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

移動した理由	自転車等駐車場に自転車等が長期放置されていたため	
移動日時及び区域	令和6年(2024年)4月19日(金) 仁川・小林・逆瀬川・宝塚・売布神社・中山観音・中山寺・山本の各自転車等駐車場	
保管場所	宝塚市末広自転車返還所	宝塚市末広町3-99
保管期間	令和6年(2024年)5月9日から1カ月間	
返還時間	毎週 月～金曜日 9時30分～12時、13時～17時 (祝休日、12月29日～1月3日については返還できません)	
返還手続き	自転車等の鍵、本人確認書類(運転免許証・健康保険証・学生証等)及び移動・保管費を持参のうえ保管場所までお越しください。 移動・保管費 自転車 3,000円 原動機付自転車 6,000円	
連絡先	宝塚市都市安全部防犯交通安全課	電話0797-77-2020 宝塚市末広自転車返還所 電話0797-72-7013
保管期間経過後の取り扱い	保管期間までに引き取らない自転車等については、条例第16条の規定により処分します。	